

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象の種類	土石流	渓流番号	428- I -016
法施行令第三	土石流の高さが1mを超える場合、 土石流の移動による力が50kN/mを超える区域		告示番号	熊本県告示第 248 号 平成 20 年 3 月 28 日	渓流名	芝原川 阿蘇郡高森町冬野
	土石流の高さが 1 mを超える場合、 土石流の移動による力が 50kN / ㎡を超えない区域					
	その他の区域					